

リバーフロント整備センターの調査研究の現況と動向

当センターは、水辺空間に関する調査研究および技術開発を総合的に実施し、かつその成果を幅広く社会に活用して安全で豊かな潤いのある国土の建設に資することを目的として昭和62年9月1日に設立された。

以来6年余を経過したが、これまで実施してきた調査研究・技術開発の課題は一応次のように整理される。

- ①高規格堤防・超過洪水対策
- ②清らかで豊かな水量・水質の確保（水質浄化対策等）
- ③ふるさとの川モデル事業等
- ④水辺と地域開発・都市開発
- ⑤多自然型川づくり
- ⑥海辺の空間整備等
- ⑦その他

①のいわゆるスーパー堤防は、当センターの発足以来の重要なテーマの一つである。本事業は、沿川の地域整備と一体となって行う必要があり、現在既に数十カ所で完成もしくは施工中である。当センターとしても建設省の指導のもとと基本的事項としての高規格堤防の概念、設計外力の考え方と算出方法、越流水による洗掘破壊・浸透破壊等安全性の技術基準や施工にあたっての盛土材料の供給システム、盛土の許容残留沈下量、地質改良方法、施工管理等及び円滑な事業の推進を図るための法令の改正、新制度の導入等について研究を進めてきたが今後ともさらに調査研究を進めていきたい。

②の水質浄化対策については、水質浄化手法の調査研究、技術開発に努めてきた。個別には江戸川・淀川の流水保全水路のあり方、諏訪湖の浄化対策、長良川や江戸川の支川における清流ルネッサンス計画の立案、四万十川における清流保全のための方策等の調査研究を進めているところである。

これまで、水質の問題はBOD、CODあるいはN.P.を主たる指標として、それらの削減に努めてきた。最近、水道水の安全基準の改正、水道水の水質保全のための法律の制定、ゴルフ場の農業問題等水質問題に対する社会的要請が多岐に亘り、かつシビアになってきている。そのため原点に戻って「川が川らしくあるのは、いかなる状態か」を考究して、そのための新たな水質の指標についても研究を進

めるとともに、ハード面を含めて水質浄化の手法についてもさらに調査研究、技術開発を進めたい。

また、水質の保全とともに水量の確保も重要な課題であり、流域水循環の一環として河川流量を認識し、水質の保全、水量の確保について住民からの要望も幅広くとり入れながら潤いのある水辺空間の創出に努めたい。

③、④、⑤は河川改修方式に関する課題である。特に③のふるさとの川モデル事業は、当センター発足当時から広く国民に期待された構想であり、当センターの基盤をつくりあげた事業である。本事業により (i)これまで河川にあまり係わりのなかった多くの学識経験者、地域住民の方々が計画、立案に参加し、河川に多大なる関心と理解が得られたこと。(ii)コンサルタントにとっても幅広い素養をもった人材の育成、あるいは部局の新設等活性化に役立ったこと。(iii)当センターにとって地方公共団体の方々や学識経験者を初めとする多くの方々と接触でき、かつ本事業の成果の蓄積が現在に生きていること等の効果があげられる。

平成6年度から「モデル」の字句が消え直轄河川でも実施されることが予定されている。この辺りで初心に戻って沿川市町村が主体性をもって、まちづくりと一体となった川づくりを進めたい。またこれまで実施した各地域の進捗状況を把握し、今後の事業の展開に資したいとも考えている。

「ふるさとの川モデル事業」、「マイタウン・マイリバー整備事業」、「多自然型川づくり」、「魚ののぼりやすい川づくり」等々、種々のネーミングがなされているが、その目的とするところは「安全で豊かな潤いのある水辺空間」の創設である。川が各々の個性を生かし、その地域にふさわしい川であるように念じつつ、調査研究を進めたいものである。

最初のうちは、「多自然」という字句になじみがなく、若干抵抗感があったが、現在では「多自然型川づくり」という言葉もすっかり定着してしまった感がある。

これまで社会的要請により土地の有効利用や経済効率を重視して災害防除に専念して実施してきた河川改修方式に加えて、さらに「多自然型川づくり」のためには (i)自然の河川がもつダイナミズムの把握 (ii)河川の自然環境、生態系の特性の把握 (iii)その地域の自然特性、社会状況の実情に即した河川工法の開発等の調査研究を深めるとともにこれまで以上の用地の取得を必要とし、施工費用、維持管

理費も増嵩する場合が多いので合意形成に努め一般の理解を得る努力も必要である。

また、多自然型川づくりに当たっては、水理・構造・生物・植物・景観・施工等広汎に亘る専門家が参加して川づくりを進める、いわゆる学際的な取組みが必要となる。

⑥の海浜については、これまでも伊勢湾や高知海岸で海岸保全施設とその背後地の整備のあり方について調査研究を行ってきた。また、沿岸域の防災と利用に寄与する多目的沖合制御施設（人工バリア）についての計画立案を行った。

また、平成3年から4年の2ケ年に亘り沿岸域の管理のあり方について学識経験者による懇談会を開き、巾広い貴重な提言を頂いている。この提言の一部をうけて平成5年度から2ケ年計画で国土保全とともに、より多様性のある自然環境の創出を図るための海岸保全事業のあり方について調査検討を進めている。あえていえば「多自然型川づくり」の海岸版を模索しようとしているところである。沿岸域の生態については、未明の部分がが多く、専門家の意見を聞きつつ、沿岸域の環境を評価するための指標づくりをしているところである。

⑦の「その他」であるが、順不同に列挙してみると次のとおりである。

(i)河川の舟運のあり方

舟運といっても現在は一部の地域を除き観光用あるいは遊びのための舟運が専らである。またプレジャーボートの不法係留問題も全国の河川で看過できない問題になっている。そこで、河川を舟運という切口から見直した時、これからの「川づくり」にいかなるアイデアが生かされるか巾広く勉強しているところである。歴史的な経緯を辿り、歴史文化的な価値・財産の生かし方、地域間の連携機能としての見直し、地域振興の起爆剤になりえないか等々の観点からアプローチしている。

(ii)河川に係わる文化及び文化財に関する調査

「川の文化」について歴史的・風土的な観点から巾広く調査し、文化的な遺産として後世に伝えるべきものを選択し、その保全のあり方、伝承の方策について検討するとともに、今後の河川づくりに資したと考えている。

(iii)海外の文献調査及び水辺空間整備状況調査

(iv)水辺空間に関するデータバンクシステムの立案

当センターは、上述したように河川に係わる応用的・ソフト的な面を調査研究の主たる目標としている。従って、土木技術の範疇を越えた、種々の分野の方々、特に生態系や人文関係の専門家の方々の協力を得ながら業務を遂行している。

当センターはこれら各分野の専門家が自由に各自の意見を述べる場所を提供することが先ず求められている。次にこれら種々の貴重な意見を吸収し、整理したうえで、更に議論を深めるべく新たな話題を提供し発展、展開させる必要がある。

また、膨大な調査研究の成果を財産として蓄積し、継承できるようなシステムにしておかなくてはならない。

当センターは新しいテーマが多く、合意形成を図るためにも極力テーマ毎にその成果をとりまとめ、印刷、発刊し、広く世に問い、批判・叱正を受けつつ、正すべくものは正して更なる飛躍を願いながら業務に励んでいる。

当センターが市町村の窓口となって「我らが河川」としての意識をもってもらい、それを発展させることも重要な任務である。「川づくり」の主役の一人として沿川市町村や住民の方々が参画するように、参画できるようにあらゆる機会を駆使して努めることも重要である。

「安全で自然豊かな潤いのある水系環境」の創設は、国民のいかに多くの人が、身近の河川に、水辺に関心を寄せるかにかかっている、といっても過言ではないであろう。